

東大和市公の施設の管理運営のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 公の施設の管理運営のあり方を検討し、その設置目的を十分考慮して指定管理者制度導入の適否を判断するとともに、指定管理者制度への移行計画を策定するため、東大和市公の施設の管理運営のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 公の施設の管理運営のあり方に関すること。
- (2) 指定管理者制度の導入に伴う移行計画の策定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、副市長、議会事務局長、部長及び担当部長の職にあるものをもって組織する。

2 委員会には委員長を置き、委員長は副市長とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告をもって終了する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、政策経営部長がその職務を代理する。
- 3 政策経営部長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(意見等の聴取等)

第6条 委員会は、必要に応じて、関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料若しくは情報の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策経営部公共施設再編課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。